

1. 資本取引の規制概要

留意事項

- < 1 > 事後報告の手續が不要な資本取引および対外直接投資については、「外為法の報告書についてよく寄せられる質問と回答（資本取引編）（以下、本文という）」のQ6. およびQ12. を参照してください。
- < 2 > 資本取引および対外直接投資に係る許可内容の変更手續については、本文のQ5. およびQ9. を参照してください。

*青字は、対外直接投資に係るもの

資本取引の定義 (法20条)	資本取引の報告 (法55条の3)	資本取引の手續の対象になる取引・行為	資本取引の規制内容 (根拠法規)	資本取引の許可申請・事前届出 ・事後報告の手續等	申請者等
● 預金 イ. 居住者・非居住者間の 預金<1号>	1項1号	(1) 資産凍結対象者との取引等、外為法令 で定められたもの —— 財務省ホームページ（「経済制 裁措置及び許可手續きの概要」のコー ナー）をご覧ください。			居住者
		(2) 居住者・非居住者間の預金（(1)を除 く）	報告不要 <報告省令5条2項1号>	ただし、月末残高が1億円相当 額超の場合、「海外預金の残高 に関する報告書」<報告省令別 紙様式54>を提出 (報告省令32条1項)	居住者
ロ. 居住者間の外貨建預金 <4号>	1項4号	(3) 居住者間の外貨建預金	報告不要 <外為令18条の5-1項2号>		—

資本取引の定義 (法20条)	資本取引の報告 (法55条の3)	資本取引の手の続の対象になる取引・行為		資本取引の許可申請・事前届出 ・事後報告の手の続等	申請者等
● 信託 イ. 居住者・非居住者間の 信託<1号>	1項1号	(1) 資産凍結対象者との取引等、外為法令 で定められたもの —— 財務省ホームページ（「経済制 裁措置及び許可手の続きの概要」のコー ナー）をご覧ください。			居住者
ロ. 居住者間の外貨建信託 <4号>	1項4号	(2) 居住者・非居住者間の信託（(1)を除 く）	報告不要 <報告省令5条2項1号>	—	—
		(3) 居住者間の外貨建信託	報告不要 <外為令18条の5-1項2号>	—	—

資本取引の定義 (法20条)	資本取引の報告 (法55条の3)	資本取引の手続の対象になる取引・行為	資本取引の規制内容 (根拠法規)	資本取引の許可申請・事前届出 ・事後報告の手続等	申請者等
<p>● 金銭の貸借 イ. 居住者による非居住者 に対する貸付 <2号></p>	1項2号	<p>(1) 資産凍結対象者との取引等、外為法令 で定められたもの</p> <p>—— 財務省ホームページ（「経済制裁 措置及び許可手続きの概要」のコー ナー）をご覧ください。</p>			居住者
	1項6号	<p>(2) 前述の(1)に該当する貸付のうち、対外 直接投資に係る金銭の貸付(貸付期間1 年超であつて、対外直接投資先に対する もの)</p> <p>—— 財務省ホームページ(「経済制裁 措置及び許可手続きの概要」のコー ナー)をご覧ください。</p>			居住者

資本取引の定義 (法20条)	資本取引の報告 (法55条の3)	資本取引の手の続の対象になる取引・行為	資本取引の規制内容 (根拠法規)	資本取引の許可申請・事前届出 ・事後報告の手の続等	申請者等
● 金銭の貸借 イ. 居住者による非居住者 に対する貸付 <2号>	1項6号	(3) 居住者による非居住者に対する貸付のうち、対外直接投資に係る金銭の貸付（貸付期間1年超であって、対外直接投資先に対するもの） [貸付の実行] 1) 指定業種（漁業、皮革又は皮革製品の製造業、武器の製造業、武器製造関連設備の製造業、麻薬等の製造業）に係る金銭の貸付	審査付事前届出 <法23条、外為令12条、外為省令22条1項2号>	貸付契約締結前2か月以内に、「対外直接投資に係る金銭の貸付契約に関する届出書」<外為省令別紙様式18>を、財務大臣（日本銀行経由）に提出	居住者
		2) 居住者による対外直接投資先に対する1)以外の貸付	報告不要 <報告省令5条2項1号、8号>	—	—

資本取引の定義 (法20条)	資本取引の報告 (法55条の3)	資本取引の手の続の対象になる取引・行為	資本取引の規制内容 (根拠法規)	資本取引の許可申請・事前届出 ・事後報告の手の続等	申請者等
		<p>[貸付の変更・消滅]</p> <p>3) 指定業種(漁業、皮革または皮革製品の製造業、武器の製造業、武器製造関連設備の製造業、麻薬等の製造業)に係る金銭の貸付契約に基づく債権の変更</p>	<p>審査付事前届出<注> <法23条、外為令12条2項、外為省令24条1項> <注>取引実行前に行う変更手の続。</p>	<p>変更契約締結前2か月以内に、「対外直接投資に係る変更届出書」<外為省令別紙様式20>を、財務大臣(日本銀行経由)に提出</p>	<p>居住者</p>
			<p>事後報告 <報告省令10条2項2号></p>	<p>対外直接投資の貸付であつて、放棄又は免除に係る取引は、債権が消滅した日から20日以内に、「対外直接投資に係る証券の譲渡並びに債権の放棄及び免除に関する報告書」<報告省令別紙様式19>を、財務大臣(日本銀行経由)に提出(10億円相当額未滿は報告不要<報告省令5条1項2号>)</p>	<p>居住者</p>
<p>● 金銭の貸借 ロ. 居住者による非居住者からの借入<2号></p>	<p>1項2号</p>	<p>(4) 資産凍結対象者との取引等、外為法令で定められたもの —— 財務省ホームページ(「経済制裁措置及び許可手の続の概要」のコーナー)をご覧ください。</p>			<p>居住者</p>
		<p>(5) 居住者による非居住者からの借入((4)を除く)</p>	<p>報告不要 <報告省令5条2項1号></p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>ハ. 居住者間の外貨貸借<4号></p>	<p>1項4号</p>	<p>(6) 居住者間の外貨貸借</p>	<p>報告不要 <外為令18条の5-1項2号></p>	<p>—</p>	<p>—</p>

資本取引の定義 (法20条)	資本取引の報告 (法55条の3)	資本取引の手の続の対象になる取引・行為	資本取引の規制内容 (根拠法規)	資本取引の許可申請・事前届出 ・事後報告の手の続等	申請者等
● 債務の保証 イ. 居住者・非居住者間の 債務の保証 <2号>	1項2号	(1) 資産凍結対象者との取引等、外為法令で定められたもの —— 財務省ホームページ（「経済制裁措置及び許可手の続きの概要」のコーナー）をご覧ください。			居住者
		(2) 外国法人が外国で証券を発行・募集することに伴って、居住者が非居住者に対して行う債務の保証（(1)を除く）	報告不要 <報告省令5条2項1号>	—	—
ロ. 居住者間の外貨保証 <4号>	1項4号	(3) 居住者間の外貨保証	報告不要 <外為令18条の5-1項2号>	—	—
● 対外支払手段または債権の売買 イ. 居住者・非居住者間の 対外支払手段または債権の 売買 <3号>	1項3号	(1) 資産凍結対象者との取引等、外為法令で定められたもの —— 財務省ホームページ（「経済制裁措置及び許可手の続きの概要」のコーナー）をご覧ください。			居住者
		(2) 居住者・非居住者間の対外支払手段または債権の売買（(1)を除く）	報告不要 <報告省令5条2項1号>	—	—
ロ. 居住者間の対外支払手段もしくは外貨債権の売買または円貨債権の外貨対価による売買 <4号>	1項4号	(3) 居住者間の対外支払手段もしくは外貨債権の売買または円貨債権の外貨対価による売買	報告不要 <報告省令5条2項1の2号>	—	—

資本取引の定義 (法20条)	資本取引の報告 (法55条の3)	資本取引の対象となる取引・行為	資本取引の規制内容 (根拠法規)	資本取引の許可申請・事前届出 ・事後報告の対象	申請者等
<p>● 証券の取得または譲渡 〈注〉 〈注〉居住者間の証券の取得・譲渡は、資本取引の「その他の売買」に該当しますが、手続は不要です。</p> <p>イ. 居住者による非居住者からの証券の取得 〈5号〉</p>	1項5号	(1) 資産凍結対象者との取引等、外為法令で定められたもの —— 財務省ホームページ（「経済制裁措置及び許可手続きの概要」のコーナー）をご覧ください。			居住者
		(2) 居住者による非居住者からの証券の取得（(1)を除く）	事後報告 〈報告省令9条1、2項〉	証券の取得後又は当該取得に係る支払等をした日のいずれか遅い日から20日以内に、「証券の取得又は譲渡に関する報告書」〈報告省令別紙様式13〉を、財務大臣（日本銀行経由）に提出（1億円相当額以下は報告不要〈報告省令5条1項1号〉）	居住者
	1項6号	(3) 前述の(1)に該当する証券の取得のうち、対外直接投資に係る証券の取得 —— 財務省ホームページ（「経済制裁措置及び許可手続きの概要」のコーナー）をご覧ください。			居住者
		(4) 対外直接投資に係る証券の取得（出資比率10%以上となる場合）（(3)を除く） 1) 指定業種（漁業、皮革または皮革製品の製造業、武器の製造業、武器製造関連設備の製造業、麻薬等の製造業）に係る証券の取得	審査付事前届出 〈法23条、外為令12条、外為省令22条1項1号〉	証券の取得前2か月以内に、「対外直接投資に係る証券の取得に関する届出書」〈外為省令別紙様式17〉を、財務大臣（日本銀行経由）に提出	居住者
		2) 居住者による非居住者からの1)以外の証券の取得であって、当該居住者の出資比率が10%以上の先に対するもの、および当該居住者と当該居住者の100%出資子会社との出資比率の合計が10%以上の先に対するもの	事後報告 〈報告省令10条1項1号〉	証券を取得した日又は当該取得に係る支払等をした日のいずれか遅い日から20日以内に、「対外直接投資に係る証券の取得に関する報告書」〈報告省令別紙様式16〉を、財務大臣（日本銀行経由）に提出（10億円相当額未満は報告不要〈報告省令5条1項2号〉）	居住者

資本取引の定義 (法20条)	資本取引の報告 (法55条の3)	資本取引の手續の対象になる取引・行為	資本取引の規制内容 (根拠法規)	資本取引の許可申請・事前届出 ・事後報告の手續等	申請者等
		3) 居住者による非居住者からの1)、2)以外の証券の取得	事後報告 ＜報告省令10条1項1の2号＞	証券を取得した日又は当該取得に係る支払等をした日のいずれか遅い日から20日以内に、「証券の取得又は譲渡に関する報告書」＜報告省令別紙様式13＞を、財務大臣（日本銀行経由）に提出（1億円相当額以下は報告不要＜報告省令5条1項1号＞）	居住者
● 証券の取得または譲渡 ロ. 居住者による非居住者に対する証券の譲渡 ＜5号＞	1項5号	(5) 資産凍結対象者との取引等、外為法令で定められたもの —— 財務省ホームページ（「経済制裁措置及び許可手續きの概要」のコーナー）をご覧ください。	(6) 居住者による非居住者に対する証券の譲渡（(5)を除く）	事後報告 ＜報告省令9条1、2項＞	居住者
				証券の譲渡後又は当該譲渡に係る支払等をした日のいずれか遅い日から20日以内に、「証券の取得又は譲渡に関する報告書」＜報告省令別紙様式13＞を、財務大臣（日本銀行経由）に提出（1億円相当額以下は報告不要＜報告省令5条1項1号＞）	居住者

資本取引の定義 (法20条)	資本取引の報告 (法55条の3)	資本取引の手の続の対象になる取引・行為	資本取引の規制内容 (根拠法規)	資本取引の許可申請・事前届出 ・事後報告の手の続等	申請者等
	1項6号	(7) 居住者による非居住者に対する(4)1)、2)の証券の譲渡	事後報告 <報告省令10条2項1号、同3項>	証券を譲渡した日又は当該譲渡に係る支払等をした日のいずれか遅い日から20日以内に、次の報告書を財務大臣(日本銀行経由)に提出 ・報告省令10条2項1号のもの:「対外直接投資に係る証券の譲渡並びに債権の放棄及び免除に関する報告書」<報告省令別紙様式19>(10億円相当額未滿は報告不要<報告省令5条1項2号>) ・報告省令10条3項のもの:「証券の取得又は譲渡に関する報告書」<報告省令別紙様式13>(1億円相当額以下は報告不要<報告省令5条1項1号>)	居住者
● 証券の発行または募集 イ. 居住者による外国における証券の発行・募集 <6号>	1項7号	(1) 資産凍結対象者との取引等、外為法令で定められたもの —— 財務省ホームページ(「経済制裁措置及び許可手の続きの概要」のコーナー)をご覧ください。			居住者
		(2) 居住者による外国における証券の発行・募集 ((1)を除く)	事後報告 <報告省令11条1、3項>	払込後20日以内に、「証券の発行又は募集に関する報告書」<報告省令別紙様式21>を、財務大臣(日本銀行経由)に提出(10億円相当額未滿は報告不要<報告省令5条1項2号>)	居住者

資本取引の定義 (法20条)	資本取引の報告 (法55条の3)	資本取引の手の続の対象になる取引・行為	資本取引の規制内容 (根拠法規)	資本取引の許可申請・事前届出 ・事後報告の手の続等	申請者等
ロ. 居住者による本邦における外貨証券の発行募集<6号>	1項7号	(3) 資産凍結対象者との取引等、外為法令で定められたもの —— 財務省ホームページ(「経済制裁措置及び許可手の続きの概要」のコーナー)をご覧ください。			居住者
		(4) 居住者による本邦における外貨証券の発行・募集((3)を除く)	事後報告 <報告省令11条1、3項>	払込後20日以内に、「証券の発行又は募集に関する報告書」<報告省令別紙様式21>を、財務大臣(日本銀行経由)に提出(10億円相当額未満は報告不要<報告省令5条1項2号>)	居住者

資本取引の定義 (法20条)	資本取引の報告 (法55条の3)	資本取引の手の続の対象になる取引・行為	資本取引の規制内容 (根拠法規)	資本取引の許可申請・事前届出 ・事後報告の手の続等	申請者等
● 証券の発行または募集 ハ. 非居住者による本邦に おける証券の発行・募 集<6号>	1項8号	(5) 資産凍結対象者との取引等、外為法令で定められたもの —— 財務省ホームページ（「経済制裁措置及び許可手の続きの概要」のコーナー）をご覧ください。			非居住者
		(6) 非居住者による本邦における証券の発行・募集（(5)を除く）	事後報告 <報告省令11条2項>	払込後20日以内に、「証券の発行又は募集に関する報告書」<報告省令別紙様式21>を、財務大臣（日本銀行経由）に提出（10億円相当額未満は報告不要<報告省令5条1項2号>）	非居住者
二. 非居住者による円建証券または円払証券の外国における発行・募集<7号>	1項9号	(7) 資産凍結対象者との取引等、外為法令で定められたもの —— 財務省ホームページ（「経済制裁措置及び許可手の続きの概要」のコーナー）をご覧ください。			非居住者
		(8) 非居住者による円建証券または円払証券の外国における発行・募集（(7)を除く）	事後報告 <報告省令11条2項>	払込後20日以内に、「証券の発行又は募集に関する報告書」<報告省令別紙様式21>を、財務大臣（日本銀行経由）に提出（10億円相当額未満は報告不要<報告省令5条1項2号>）	非居住者

資本取引の定義 (法20条)	資本取引の報告 (法55条の3)	資本取引の手の続の対象になる取引・行為	資本取引の規制内容 (根拠法規)	資本取引の許可申請・事前届出 ・事後報告の手の続等	申請者等
● 金融指標等先物取引 イ. 居住者・非居住者間の 金融指標等先物取引 <8号>	1 項10号	(1) 資産凍結対象者との取引等、外為法令で定められたもの —— 財務省ホームページ（「経済制裁措置及び許可手の続きの概要」のコーナー）をご覧ください。			居住者
		(2) 居住者・非居住者間の金融指標等先物取引（(1)を除く）	報告不要 <報告省令5条2項1号>	—	—
ロ. 居住者間の金融指標等先物取引で外貨で支払を受けることができるもの<9号>	1 項11号	(3) 居住者間の金融指標等先物取引で外貨で支払を受けることができるもの	報告不要 <報告省令5条2項1の2号>	—	—
ハ. 居住者間における外国通貨の金融指標に係る金融指標等先物取引で円貨で支払を受けることができるもの<9号>	1 項11号	(4) 居住者間における外国通貨の金融指標に係る金融指標等先物取引で円貨で支払を受けることができるもの	報告不要 <報告省令5条2項1の2号>	—	—

資本取引の定義 (法20条)	資本取引の報告 (法55条の3)	資本取引の手の続の対象になる取引・行為	資本取引の規制内容 (根拠法規)	資本取引の許可申請・事前届出 ・事後報告の手の続等	申請者等
● 不動産の取得 イ. 居住者による外国にある不動産またはこれに関する権利の取得 <10号>	—	(1) 資産凍結対象者との取引等、外為法令で定められたもの —— 財務省ホームページ（「経済制裁措置及び許可手の続きの概要」のコーナー）をご覧ください。			居住者
		(2) 居住者による外国にある不動産またはこれに関する権利の取得（(1)を除く）	報告不要 <法55条の3-1項12号>	—	—
ロ. 非居住者による本邦にある不動産またはこれに関する権利の取得 <10号>	1項12号	(1) 資産凍結対象者との取引等、外為法令で定められたもの —— 財務省ホームページ（「経済制裁措置及び許可手の続きの概要」のコーナー）をご覧ください。			非居住者
		(2) 非居住者による本邦にある不動産またはこれに関する権利の取得（(1)を除く）	事後報告 <報告省令12条>	取得後20日以内に、「本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得に関する報告書」<報告省令別紙様式22>を、財務大臣（日本銀行経由）に提出	非居住者
● 法人の本邦にある事務所と当該法人の外国にある事務所との間の資金の授受<11号> <注> <注> 対外直接投資に係る取引を除く。	—	(1) 資産凍結対象者との取引等、外為法令で定められたもの —— 財務省ホームページ（「経済制裁措置及び許可手の続きの概要」のコーナー）をご覧ください。			居住者
		(2) 法人の本邦にある事務所と当該法人の外国にある事務所との間の資金の授受（(1)を除く）	報告不要	—	—

資本取引の定義 (法20条)	資本取引の報告 (法55条の3)	資本取引の手の続の対象になる取引・行為	資本取引の規制内容 (根拠法規)	資本取引の許可申請・事前届出 ・事後報告の手の続等	申請者等
<p>● 法人の本邦にある事務 所と当該法人の外国に ある事務所との間の資 金の授受<11号></p> <p>本邦法人の外国におけ る支店、工場その他の 営業所(海外支店等)の 設置または拡張に係る 資金の送金</p>	1項6号	<p>(1) 資産凍結対象者との取引等、外為法令 で定められたもの</p> <p>—— 財務省ホームページ(「経済制裁 措置及び許可手の続きの概要」のコー ナー)をご覧ください。</p>			居住者
		<p>(2) 指定業種(漁業、皮革または皮革製品の 製造業、武器の製造業、武器製造関連 設備の製造業、麻薬等の製造業)に係る 支店、工場、その他の事業所の設置また は拡張に係る資金の支払</p>	審査付事前届出 <法23条、外為令12条、外為省令 22条1項3号>	資金の支払前2か月以内に、 「対外直接投資に係る外国に おける支店等の設置・拡張に 係る資金の支払に関する届出 書」<外為省令別紙様式19> を、財務大臣(日本銀行経由) に提出	居住者
		<p>(3) 居住者による(1)、(2)以外の外国の支 店、工場、その他の事業所の設置または 拡張に係る資金の支払</p>	報告不要 <報告省令5条2項1号>	—	—
		<p>(4) 支店等の廃止に伴う当該支店からの資 金の受領</p>	報告不要 <報告省令5条2項1号>	—	—
<p>● その他政令で定める取 引または行為 <12号></p>	1項13号	<p>資産凍結対象者との取引等、外為法令で定 められたもの</p> <p>—— 財務省ホームページ(「経済制裁措 置及び許可手の続きの概要」のコー ナー)をご覧ください。</p>			居住者
		<p>居住者・非居住者間の金の地金の売買(法 20条12号の規定に基づく外為令10条による 資本取引の指定)</p>	報告不要 <現時点では、法55条の3-1項13 号に基づく政令の定めなし>	—	—